# 防衛省・自衛隊に関する質問
## ～43 電磁波領域の動向について③～

「電波は限られた資源」、「利用できる周波数は有限」と聞くけど、
## 自衛隊は必要な電波を確保しているの？

平素から武力攻撃事態等に至るまで、自衛隊と自衛隊以外の機関の電波利用の両立を図りつつ、自衛隊の電波を確保することがとても重要です。これまでも、以下のような取組を行い、**自衛隊に必要な電波を確保**してきています。

### 防衛省による電波確保の取組

| | |
|---|---|
| **平素** | 電波を発する装備品を新たに導入する際、総務省に対して使用する電波を申請。総務省は、自衛隊と自衛隊以外の期間の間で電波干渉等が生じないか技術的に確認。平素から、このプロセスを通じ、<br>**自衛隊と自衛隊以外の機関の電波利用の両立を図りつつ、**<br>**自衛隊の電波を確保。** |
| **災害などの緊急時** | 仮に電波が緊急に追加で必要となった場合でも、<br>防衛省と総務省の間では平素から次のように緊密に連携しており、<br>**自衛隊に必要な電波の速やかな確保が可能。**<br>・緊急時に追加で使用する可能性がある電波をあらかじめ共有<br>・24時間連絡が取れる体制を構築 |
| **武力攻撃事態等** | 武力攻撃事態における特定公共施設等の利用に関する法律<br>（特定公共施設利用法）に基づき定められる「電波の利用指針」により、<br>**自衛隊による電波の優先利用が可能。** |

今後、無人機の活用促進など、自衛隊の電波所要の更なる拡大が見込まれます。
電波は限られた資源ですが、このような中でも、
**自衛隊と自衛隊以外の機関の電波利用の両立と、**
**自衛隊に必要な電波の確保を同時に実現** するため、
令和４年度、**防衛省と総務省の間に調整枠組を新たに設置**しました。総務省をはじめ、関係省庁と緊密に連携し、
今後とも **自衛隊に必要な電波を確保** していきます。